

平成23年長崎県告示第418号

長崎県美しい景観形成アドバイザー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県美しい景観形成推進条例（平成23年長崎県条例第18号。以下「条例」という。）第23条に規定する美しい景観形成アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の登録及び派遣等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録期間)

第2条 条例第23条第1項の規定によるアドバイザーの登録の期間は2年とする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを更新することができる。

(意見照会の対象)

第3条 条例第23条第2項の規定により知事がアドバイザーに意見を求める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 知事が別に定めるところによるデザイン評価対象事業について、デザインに関する検討を行う場合
- (2) 長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号）第19条第1項の規定により広告景観モデル地区を指定しようとする場合
- (3) 前2号に掲げるほか、地域における美しい景観形成を先導し、又は誘導するための施策を実施する場合

(派遣の対象)

第4条 条例第23条第3項の規定により知事がアドバイザーを派遣することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市町が、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画その他の当該市町の景観形成の推進に資する方針等を策定し、又は変更しようとする場合
- (2) 市町又は県民等（県民又は県民が組織する団体をいう。以下、同じ。）が、条例第21条第1項第2号又は第3号の規定により、知事の認定を受けた活動等又は事業を行おうとする場合
- (3) 市町又は県民等が、条例第22条第1項の規定により登録されたまちづくり景観資産の保全又は修景を行おうとする場合
- (4) 市町と県民等が協働して景観形成のための活動等を行おうとする場合
- (5) 県民等が、広告景観モデル地区において、当該地区の広告景観形成基準に従い広告物の改修又は新設を行おうとする場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市町又は県民等（県民等が実施する場合は、その内容が市町の方針に合致しているものとして知事が認めるものに限

る)が、美しい景観形成に特に寄与する活動等又は事業を行おうとする場合

(派遣の手続)

第5条 市町又は県民等がアドバイザーの派遣を希望するときは、美しい景観形成アドバイザー派遣申請書(様式第1号。以下「派遣申請書」という。)に必要な書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 知事は、派遣申請書の内容を審査し、前条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、予算の範囲内において、アドバイザーを派遣することができる。

3 知事は、アドバイザーを派遣しようとするときは、アドバイザー登録リストの中から適切な者を選び、美しい景観形成に関する助言依頼書(様式第2号)により、当該アドバイザーに依頼する。この場合において、知事は、美しい景観形成アドバイザー派遣決定通知書(様式第3号)により、派遣決定の内容を申請者に通知するものとする。

(派遣の限度)

第6条 第4条各号に掲げる場合におけるアドバイザーの延べ派遣時間(各回の派遣人数に派遣時間を乗じ、全ての回数分を合計したものをいう。)については、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 第4条第1号、第3号又は第5号に該当する場合 1案件につき延べ6時間以内

(2) 第4条第2号又は第4号に該当する場合 1案件につき延べ12時間以内

(3) 第4条第6号に該当する場合 1案件につき延べ18時間以内

(実績の報告)

第7条 アドバイザーの派遣を受けた市町又は県民等は、派遣の日から14日以内に、美しい景観形成アドバイザー派遣実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(費用の支払)

第8条 知事は、実績報告書の内容を審査し、適切に助言が行われたと認めるときは、別に定めるところにより、当該アドバイザーに謝金及び旅費を支払うものとする。

（美しい景観形成アドバイザー）様

長 崎 県 知 事 名

美しい景観形成に関する助言依頼書

美しい景観形成を推進するため、下記の事業について貴殿の助言をいただきたいので、よろしくお願ひいたします。

記

対象事業の内容	事業種別	
	実施主体	
	実施箇所	
	実施目的	
派遣に関する希望	派遣日時	年 月 日 （ 時 分 ~ 時 分 ）
	派遣場所	
	助言を受けたい事項	
	備考	
担当者	派遣先	（ TEL ）
	事務局	（ TEL ）

事業実施箇所及び派遣希望場所の位置は別添図面のとおりです。

（派遣申請者） 様

長 崎 県 知 事 名

美しい景観形成アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあった美しい景観形成アドバイザーの派遣について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

なお、派遣の日から14日以内に「美しい景観形成アドバイザー派遣実績報告書」を提出していただくようお願いいたします。

記

アドバイザー氏名	
派遣日時	年 月 日 （ 時 分 ~ 時 分 ）
派遣場所	
問合せ及び実績報告書の提出先	
備 考	

年 月 日

長崎県知事様

住所

氏名

美しい景観形成アドバイザー派遣実績報告書

年 月 日付け 第 号で派遣を受けた標記アドバイザーの助言について、下記のとおり実績を報告します。

記

アドバイザー氏名	
派遣日時	年 月 日 (時 分 ~ 時 分)
派遣場所	
主な助言内容	
記入担当者	(TEL)
備考	

派遣日時と派遣場所は、派遣申請書に記載した内容にかかわらず実績を記入してください。